

○宮崎大学農学部組織検討委員会規程

〔令和3年12月21日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学農学部及び農学研究科（以下「学部・研究科」という。）の、学部・研究科の設置・改廃等の将来構想を検討するため、宮崎大学農学部を設置する宮崎大学農学部組織検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、農学部長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学部・研究科の設置・改廃等の将来構想に関すること。
- (2) その他学部・研究科の将来計画に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 農学部長が指名する各学科教員各2人及び附属フィールド科学教育研究センター教員1人
- (2) その他委員会が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は農学部長が指名する委員をもって充て、副委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときには、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、農学部事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年12月21日から施行する。